

平成22年7月12日改定

(株)伊吹工務店

## 協力業者への支払い規定

### 1. 請求書提出から支払いまでの日取りについて

請求書 締切日	毎月月末
請求書 到着期限	翌月5日必着 (休日の場合は、前日まで)
支払日	同月25日 (銀行休日の場合は、次の営業日)

(注)原則として、請求書は、当社の指定用紙でお願いします。 B5用紙で提出  
(ダウンロード可) <http://www.ibuki-con.co.jp>

(注)請求書は、副・正2枚を必ず本社へ提出して下さい。

(注)請求書は、持参・郵送共任意ですが、期限必着でお願いします。

(注)請求書到着期限を過ぎますと、支払いは、1ヶ月繰下げになります。

### 2. 支払い内容について

支払い金額20万円以上の場合、下記の区分にて支払いします。

手間請負業者	現金 100%	指定業者に限定
材工請負業者	現金 30%	手形 70%
材料納入業者	現金 20%	手形 80%

特別の事情があり規定に適合しにくい場合は、協議の上、割合を別途決めます。  
手形期日は、支払日より120日(4ヶ月)です。

現金は、当社のりそな銀行より、各指定口座へ振込料差引いて振込致します。  
新規業者の方は、取引口座開設依頼書の提出をして頂きますので、御連絡下さい。

手形は、支払日に本店にて、支払います。御来店下さい。

領収書は、手形額面を記載願います。

午前10:30~12:00 午後13:00~16:30

支払日(25日)厳守願います。

### 3. 月次出来高払いについて

契約工事	月次出来高払いは、当月出来高の90%とします。 最終支払いは、工事完了より、1ヶ月据置きします。 消費税は、月次出来高に係る金額を支払います。
未契約工事	出来高査定の80%支払いとします。
雑工事	10万円以内は、100%支払います。

(注)契約工事保留分(10%)についても、最終請求書の提出が必要です。

### 4. 安全衛生協議会について

1回の取引金額が10万円以上の場合、安全衛生管理の推進を目的とする、安全衛生協議会の賛助会費として、お取引金額の1000分の1を控除の上、支払いさせていただきますので、御了承下さい。